長谷部社会保険労務士事務所
☎ 018-893-5385
018-893-5386
arcept-th@clear.ocn.ne.jp

年金時効特例給付について

年金記録問題が取り上げられてから７年が経っていますが、現在も年金記録の確認を郵便や年金事務所窓口で被保険者や受給権者へお知らせ、手続きを行っている状況です。確定申告のこの時期に、亡くなられた受給権者の年金記録の訂正により、遺族の方へ、亡くなられた受給権者の未支給年金を遡って一時金として支払われている事例がみられました。そこで、平成 19 年７月６日施行の年金時効特例給付について、簡単に概要を紹介させていただき、皆様の年金記録の確認を行っていただけると幸いです。

１．年金給付の時効

年金給付の時効は５年です。しかし、年金記録が訂正された、または、これから訂正される方に限り、５年を超えて年金の請求を行うことで訂正された年金が支給されます。

２．年金時効特例給付の対象となる方

（１）自身の年金が増えた方

年金記録の訂正が行われ、自身の年金が増え、５年分までの時効期間内の年金を一括で受給していた方が、年金時効特例給付の請求をすることで５年より前の時効消滅した期間分の年金を一括で受給できます。

（２）年金の受給要件を満たし新たに年金を受給する方

年金記録の訂正が行われ、年金の受給要件を満たすことになった方は、新たに年金を受給し、時効消滅した期間分の年金は年金時効特例給付の請求をすることで一括に受給できます。

（３）上記（１）、（２）に該当する方が亡くなっていた場合の遺族の方

年金記録の訂正が行われ、年金時効特例給付の請求をすることで未支給の年金が一括で受給できます。

３．遅延加算金

年金記録の訂正が行われ、時効消滅した期間分の年金受給額については、現在価値に修正した金額（物価上昇相当分）を加算して受給できます。

４．遅延加算金の手続き

（１）平成 21 年４月 30 日以前に年金時効特例給付を受給した方

遅延加算金にかかる請求の手続きが必要になります。

（２）平成 21 年５月１日以降に年金時効特例給付を受給した方、これから受給する方

遅延加算金にかかる請求手続きを自動的に行うため、手続き不要となります。

５．年金記録問題の取り組み状況

（１）ねんきん特別便により年金記録が回復された方（平成 26 年 12 月時点）

延べ ９６９万人、受給者 ２５０万人、加入者 ７１８万人

長谷部社会保険労務士事務所
☎ 018-893-5385
018-893-5386
arcept-th@clear.ocn.ne.jp

（2）記録が見つかり年金額の増えた方(平成 20 年 5 月～26 年 12 月)

少なくとも 延べ３６１万人（生涯額 2．5兆円）

（3）記録回復後の年金を受給できるまでの平均処理期間

○過去５年分までの支払い　　7.2 ヶ月（21 年 3 月）→ 6.5 ヶ月（26 年 12 月）

○時効特例分（５年超）を含む全体　10.0 ヶ月（21 年 3 月）→ 8.7 ヶ月（26 年 12 月）

※処理期間については平均的な処理期間を示しており、ケースによってはより期間を要することがある。

6．年金記録のもれが多くみられるパターン

（1）転職が多い→若いころに勤めていた記録が見つかった

（2）姓（苗字）が変わったことがある→結婚前の旧姓の記録が見つかった

（3）色々な名前の読み方がある→名前の記録が間違って登録されていた記録が見つかった

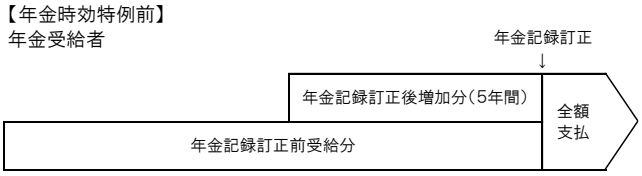

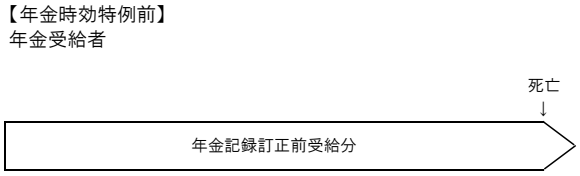

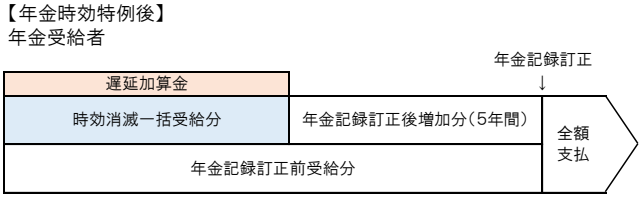

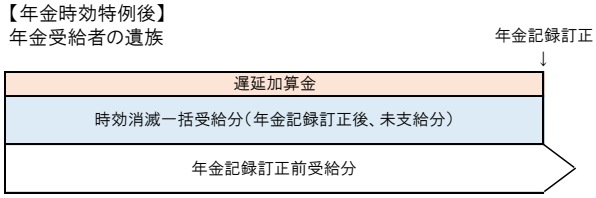

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら

長谷部　崇　まで　お問い合わせください。

☎ 018-893-5385

018-893-5386

arcept-th@clear.ocn.ne.jp